

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2026年3月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目次

第1章 環境影響評価方法書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧時間	2
(5) 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して約1.5ヶ月間(47日間)縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和8年1月23日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和8年1月23日(金)付の下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。[別紙1参照]

- ・東奥日報(朝刊:23面)

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

関係自治体の広報誌に情報を掲載した。[別紙2参照]

- ・広報むつ vol.140 2026年2月号

<https://www.city.mutsu.lg.jp/government/koho/kohomutsu/files/koho02.pdf>

- ・広報かざまうら No.600 令和8年2月号

<https://www.kazamaura.jp/cms/wp-content/uploads/2026/02/edc542d642c8cfd0e26ccafa394ff07.pdf>

③ インターネットによるお知らせ

令和8年1月23日(金)から、下記のウェブサイト情報を掲載した。

- ・青森県 [別紙3-1参照]

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/satougataira_wind.html

- ・むつ市 [別紙3-2参照]

<https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo/2026-0107-1651-41.html>

- ・風間浦村 [別紙3-3参照]

<https://www.kazamaura.jp/2026/01/23/%e3%80%8c%ef%bc%88%e4%bb%ae%e7%a7%b0%ef%bc%89%e4%bd%90%e8%97%a4%e3%83%b6%e5%b9%b3%e9%a2%a8%e5%8a%9b%e7%99%ba%e9%9b%bb%e4%ba%8b%e6%a5%ad-%e7%92%b0%e5%a2%83%e5%bd%b1%e9%9f%bf%e8%a9%95%e4%be%a1%e6%96%b9/>

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス [別紙3-4参照]

<https://www.eurus-energy.com/assessment/151673>

(3) 縦覧期間

令和8年1月23日(金)から令和8年3月10日(火)まで

※環境影響評価法第7条の規定による1月間から自主的に2週間延長している。

(4) 縦覧場所及び縦覧時間

① 関係自治体の庁舎及び現地事務所での縦覧

関係自治体の庁舎 2 箇所において縦覧を行った。

- ・むつ市役所環境政策課（青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号）
- ・風間浦村役場入口 来場者用上履き付近
（青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28-5）

② インターネットの利用による縦覧

事業者のウェブサイトにて配慮書の内容を掲載し、縦覧・公表期間中、常時アクセス可能な状態とした。

- ・事業者のウェブサイト [別紙 3-4 参照]
<https://www.eurus-energy.com/assessment/151673>

(5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎における縦覧者数は、0 名であった。

- ・むつ市役所環境政策課 0 名
- ・風間浦村役場入口 来場者用上履き付近 0 名

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙 1、別紙 2、別紙 3-1～3-4]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1) むつ市

① 大畑公民館（青森県むつ市大畑町中島 108-5）

- ・開催日時：令和 8 年 2 月 21 日（土）13：00～14：00
- ・来場者数：20 名

2) 風間浦村

② 中央公民館研修室（青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28-5）

- ・開催日時：令和 8 年 2 月 21 日（土）17：00～18：00
- ・来場者数：0 名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、公告の日から縦覧期間満了の日までの間、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和8年1月23日(金)から令和8年3月10日(火)まで

(郵送の場合は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。

[別紙4参照]

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送
- ・説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通(郵送3通)、意見総数は13件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第8条及び第9条に基づき、環境の保全の見地からの意見が3通(意見総数13件)提出された。方法書についての一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表1に示すとおりである。意見の概要については原文のまま記載した。

表1(1) 配慮書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 特定植物群落や自然林が大規模に改変される本事業は大幅な計画変更が必要である</p> <p>環境配慮書への意見書で述べたように、本事業の事業実施想定区域は、国指定の特定植物群落「燧岳山腹ブナ群落」のうち約40%の範囲を含み、チシマザサ-ブナ群団やヒノキアスナロ群落など植生自然度9の自然林が全体の約52%を占める地域である。さらには本事業の事業実施想定区域のほぼ全域は国有林であり、水源かん養保安林に指定されており、風力発電機設置のためには保安林を解除して、大規模な森林伐採を行う必要がある。</p> <p>特に特定植物群落と大規模な自然林が広がる北西部には、大型風力発電機を搬入可能な車道も林道も存在しないため、発電機の建設および送電線の設置を実施するには、長距離の林道建設、大規模な土地改変などが必要となる。広範囲な自然林の伐採が想定される本事業の実施は、ネイチャーポジティブの観点に沿うものではなく、特に国指定の特定植物群落「燧岳山腹ブナ群落」である事業実施想定区域の北西部では事業を実施しないよう計画変更すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域の北西部につきましては、今後実施する現地調査において、特定植物群落である「燧岳山腹ブナ群落」の植生の分布や生育状況を把握し、事業影響の予測・評価を適切に行います。事業影響予測の結果を踏まえ、風車配置や造成計画を検討し、可能な限り直接改変を回避または極力低減する方針です。</p>
2	<p>2. 環境省作成の鳥類センシティブティマップA3に該当しイヌワシやクマタカの生息の可能性がある事業予定地北西部を除外すべきである</p> <p>本事業の事業実施想定区域では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)において国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ(絶滅危惧IB類)とクマタカ(絶滅危惧IB類)の生息が確認されている。クマタカについては、本アセス図書P.304(配慮書引用部)の専門家へのヒアリングで繁殖の可能性についても指摘されている。</p> <p>さらに、環境省作成の鳥類のセンシティブティマップ(陸域版)における注意喚起メッシュ図では、本事業の事業実施想定区域の北西部が「風車の建設には注意を要するエリア(A3)」に含まれている。イヌワシやクマタカなどの希少猛禽類が生息・繁殖するこのような地域に風車が建設されれば、バードストライクの危険に晒される可能性が高くなるため、同地域での事業は慎重に判断すべきであり、特にセンシティブティマップ(A3)に該当する事業実施想定区域の北西部では事業を実施すべきではない。</p>	<p>イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の調査時期及び手法については、文献情報や専門家等の助言を踏まえたうえで検討いたしました。</p> <p>今後実施する現地調査においては、周辺での生息可能性を念頭に希少猛禽類の生息・繁殖状況を把握し、事業影響の予測・評価を適切に実施いたします。事業影響予測の結果を踏まえ、可能な限り影響を回避または極力低減する方針です。</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>3. 「佐藤ヶ平ヒバ遺伝資源希少個体群保護林」の改変の可能性を伴う風力発電機搬入路は計画から除外すべきである</p> <p>本事業では事業実施想定区域内の東側から風力発電機の搬入を計画している。搬入を計画している林道には、東北森林管理局が設定した「佐藤ヶ平ヒバ遺伝資源希少個体群保護林」が隣接している。環境配慮書への意見書でも「風力発電機の搬入路としては不十分な舗装および路幅」と述べたが、本方法書によれば設置する発電機14基全てが定格出力の大きい機種に変更されており、この林道を風力発電機の搬入路として利用する場合、林道沿いの保護林や隣接する森林を伐採する必要が出てくると考えられる。</p> <p>したがって、当該保護林に対して多大な影響が懸念され、保護林本来の機能喪失につながる恐れがあることから、「佐藤ヶ平ヒバ遺伝資源希少個体群保護林」に隣接する林道は、風力発電機搬入路として計画から除外すべきである。</p>	<p>配慮書における事業実施想定区域では「佐藤ヶ平ヒバ遺伝資源希少個体群保護林」が含まれておりましたが、方法書における対象事業実施区域では、当該保護林を除外し、かつ、5mの隔離を確保しており、当該保護林を改変する計画はありません。隣接する森林を含む既存林道については、一部の改変を想定しておりますが、詳細な改変区域は、今後の現地調査の結果や造成計画等を踏まえて決定する方針です。</p>
4	<p>4. 事業実施想定区域の北西部における調査地点数を増やすべきである</p> <p>本事業のように、原生林的な森林および希少な植物群落のある地域で大規模な改変を伴う開発を進める際には、事業実施想定区域内の環境影響調査は必須である。調査遂行上の理由から調査地点数が限られてしまう場合も、調査地点の半数以上は事業実施想定区域内で行い、十分なデータを取得することが重要である。</p> <p>しかし、本方法書で示されている事業実施想定区域内で予定している調査地点数は少なすぎる。例えば、哺乳類・鳥類・昆虫類では、全調査地点数の1/4～1/3と半数にも及ばず、このような少ない調査地点数で事業による環境影響を正確に把握できるのかは甚だ疑問である。</p> <p>特に、自然環境上最も重要な特定植物群落「燧岳山腹ブナ群落」や、自然林が広がる北西部に関しては、鳥類の調査地点が1地点しかなく、哺乳類と昆虫類の調査地点は設置されていない。このように、現時点での調査地点数およびその配置では、適切に自然環境への影響を評価しているとは言えない。したがって、事業実施想定区域の北西部における哺乳類・鳥類・昆虫類の調査地点数を増やすべきである。</p>	<p>哺乳類・鳥類・昆虫類の調査地点については、文献情報や専門家等の助言を踏まえたうえで検討いたしました。</p> <p>今後実施する現地調査においては、適切に哺乳類・鳥類・昆虫類の生息状況を把握し、事業影響の予測・評価を適切に実施いたします。事業影響予測の結果を踏まえて可能な限り影響を回避または極力低減する方針です。</p>

表 1(2) 配慮書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>①34pageバードストライクが年間十数件あり風力発電の停止をした地域の対岸になります。羽の先端は時速200kmを超え、風車の設置距離はのべ160m*14≒2240mでこの距離を通過する鳥類が犠牲になります。</p> <p>また此処は保護対象の猛禽類が生息し飛行する場所にあります。</p> <p>具体的に低減できる対策を計画段階から入れてください。</p>	<p>施設の稼働による希少猛禽類、渡り鳥への影響については、専門家からの助言を踏まえたうえで、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえたうえで、環境保全措置を検討し、影響を回避又は極力低減します。</p>
6	<p>②まだ木々の伐採量の予定量が記載してありませんが同量のブナやヒバなどの財産価値のある木を植林して事業後の住民の方に役立つ環境保全を計画してください。切土・盛り土部に種子の吹付けでは環境保全になりません。</p>	<p>今後の現地調査、予測及び評価を踏まえた造成計画や事業検討を踏まえ、植林や森林整備等の森林振興を含め、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
7	<p>③火災や災害時に緊急対応できる施設が遠隔になりますが数百キロ～の遠隔の監視では対応できないと思います。また最近では動体検知機能を備えた設備での衝突は減少しているようなので設備していただきたいです。</p>	<p>当社では、開発、建設、操業を一貫して行っており、操業後は100%子会社である株式会社ユーラステクニカルサービスが発電所の運転及び保守・メンテナンス等を実施する体制としており、本事業においてもむつ市内の管理事務所にてメンテナンス等を実施する予定です。</p> <p>異常や故障が確認された場合は風車の運転を停止する体制としております。</p> <p>火災への対応としては、自動消火設備を取り付けるとともに、緊急時にはすぐに駆け付けられるよう、連絡体制を明確に構築する計画とし、災害対策を万全とするようにします。</p>
8	<p>④517page「重大な影響があると予測された場合には、専門家等の意見を踏まえ環境保全措置を検討する。」と、動物、植物、生態系の項目において上記の同じ文言が並びます。具体的な対応を調査と並行し実現できる保全策がなければ、事業の目的も達成できないのではないのでしょうか。</p>	<p>環境保全措置の具体的な記載については、今後の現地調査により得られた動植物の生息・生育状況等を基に適切に事業影響の予測・評価を実施し、その結果を踏まえて検討いたします。</p>

表 1(3) 配慮書についての一般の意見の概要と事業者の見解(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>貴重な自然林の大量伐採の恐れ、生態系の攪乱の恐れ、土砂災害の恐れ、自然公園の機能劣化の恐れがあることから、本事業計画の撤回を求めます。</p>	<p>今後実施する現地調査において、動植物や生態系の生息・生育状況を把握し、事業影響の予測・評価を適切に実施いたします。事業影響予測の結果を踏まえ、可能な限り影響を回避又は極力低減する方針です。</p> <p>土砂災害については、文献情報や関係機関等との協議を踏まえ、造成設計におけるボーリング調査等にて地盤を確認し、土砂の崩落等への適切な対策を検討いたします。</p> <p>また、一部が自然公園地域(国定公園)に含まれる搬入経路は、風力発電機の輸送には利用せず、工事用車両の通行のみに利用する計画であり、改変を回避もしくは最小限とするよう計画する方針です。</p>
10	<p>■風車後流(wake)</p> <p>風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farmで撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンでhorns rev wakeをキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています¹⁾。また、風車後流のコンピュータシミュレーションはYouTubeでwind turbine wakeで検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量定価や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に10D、横方向に3Dが望ましいとされています(D;ローター直径) [例えば2)]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょう。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずで、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は最大130~160mです [方法書 表2.2-2]。従って風車から1.6kmの範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。特に、風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。</p> <p>風力発電機設置検討区域は自然林(植生自然度9) [図3.1-38(2), (3)]の重要な植物群落「燧岳山腹ブナ群落」 [図3.1-39]の一部を含み、全体が保安林です。また、「燧岳自然環境保全地域」、「薬研鳥獣保護区」に隣接しており、生態系にとって重要な自然環境の</p>	<p>健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングを実施したうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討いたします。</p> <p>また、今後の現地調査において、植生自然度9である自然林及び特定植物群落である燧岳山腹ブナ群落の植生の分布や生育状況を把握し、事業影響の予測・評価を適切に行います。事業影響予測の結果を踏まえ、可能な限り直接改変を回避又は極力低減する方針です。</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>まとまりの場です [方法書 図3.1-42]。この自然環境のまとまりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。風車後流がツキノワグマなどの動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系ネットワークを分断し、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>本事業のように幾重にも保護されている場所での風力発電事業はかなり異常であり、許されないと考えます。</p> <p>尚、本事業を実施する場合は、鳥類の営巣に関して供用期間を通して事後調査を実施し、事前評価の結果を必ず検証してください。</p> <p>1) “Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case”, Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</p> <p>2) 「港湾における風力発電についてー港湾の管理運営と共生のためのマニュアルーVer. 1」平成24年6月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</p>	
11	<p>■自然維持タイプの森林</p> <p>風力発電機設置検討区域は全て国有林です。そのうち下の林班は「自然維持タイプ」の森林です3)。 1156, 1158, 1161(イを除く), 1169, 1174 「管理経営の指針」から引用します [4) のp. 4]</p> <p>II 自然維持タイプ</p> <p>1 対象とする国有林野</p> <p>自然環境保全地域、史跡名勝天然記念物、自然公園特別保護地区、同第1種特別地域、保護林等であって<u>原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全を第一とすべき国有林野。</u></p> <p>2 整備の目標及び管理経営の基本的な考え方</p> <p>自然維持タイプについては、良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、保護を図るべき森林生態系、動植物等の特性に応じ、次の事項に留意して、保全すべき環境の維持・形成を図るために必要な管理経営(人為を排した取り扱いを含む。)を行うものとする。</p> <p>特に、<u>天然林については、保護対象の維持のために必要な場合を除き、原則として伐採は行わないものとする。人工林については、長期的に天然林へ誘導することを指向するものとするが、積極的に人為を加えないものとし、林分の維持のために伐採を行う場合</u></p>	<p>対象事業実施区域における国有林については、種別ごとの指定目的や機能等を考慮したうえで変更区域の絞り込みを検討し、可能な限り直接変更を回避する方針です。</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>であっても必要最小限の範囲にとどめるものとする。</p> <p>以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。「自然維持タイプ」の森林は風力発電機設置検討区域から除外すべきと考えます。</p> <p>3) 第6次国有林野施業実施計画図 大畑・葉研・赤滝 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/attach/pdf/simokitazumen-181.pdf</p> <p>4) 管理経営の指針 東北森林管理局 令和7年4月 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/pdf/r6chikannsejitsu_kouhyou-5.pdf</p>	
12	<p>■佐藤ヶ平林道</p> <p>風車は佐藤ヶ平林道を使って搬入される計画です [図2.2-12]。風車の大きさから判断して、搬入道路の幅員は5m以上になると思います。さらに両側の数mは伐採されると思います。つまり、道路に沿って20～30m程度の間伐がなされることになると思います。佐藤ヶ平林道は高橋川、葉色沢の源頭部を横断しています。この区間はカーブがきついに傾斜が急なため、盛土、切土が大きくなり、伐採幅もさらに大きくなると考えます。既にこの林道を起点とする土石流が発生しており、その痕跡を衛星写真で確認できます5)。近年激甚化する豪雨を考え合わせれば、改変によって土砂災害の可能性がさらに高まると考えます。</p> <p>5) GoogleMap https://maps.app.goo.gl/TtLzY6UHJf1CkQAx7?g_st=ic https://maps.app.goo.gl/n1SfFNc2GEJ9ctkR7?g_st=ic</p>	<p>既存林道の改変については、一部の改変を想定しており、詳細な改変区域は、今後の現地調査の結果や造成計画等を踏まえて決定する方針です。</p> <p>土砂災害については、文献情報や関係機関等との協議を踏まえ、造成設計におけるボーリング調査等にて地盤を確認し、土砂の崩落等への適切な対策を検討いたします。</p>
13	<p>■下北半島国定公園</p> <p>葉研溪流は下北半島国定公園の第一種特別地域です [方法書 図3.2-16(1)]。風車設置検討範囲は屏風岩からは1.4km、葉研キャンプ場からは1.9kmしか離れていません。低い唸りのような音が聞こえる可能性があります。葉研キャンプ場は夜はとても静かな場所で、静寂を求めて訪れる人も多いためと思います。この場所は風車の設置場所として適地ではありません。</p>	<p>一部が自然公園地域（国定公園）に含まれる搬入経路については、風力発電機の輸送には利用せず、工事用車両の通行のみに利用する計画であり、改変を回避もしくは最小限とするよう計画する方針です。</p> <p>騒音・低周波音等については、今後の環境影響評価手続において適切に調査・予測・評価を行い、予測及び評価の結果を事業計画へ反映いたします。</p>

○日刊新聞紙における公告

・東奥日報（令和8年1月23日（金）朝刊 23面）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおり公告・縦覧いたします。

一、事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 代表取締役社長 諏訪部 哲也
 事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目五番一号
 大手町ファーストスクエアウエストタワー
 (仮称)佐藤ヶ平風力発電事業

二、対象事業の名称 風力発電所設置事業(陸上)
 種類 風力発電備出力 最大3,400キロワット
 規模 風力発電機の基数 最大十四基

三、対象事業実施区域 青森県むつ市
 四、関係地域の範囲 青森県むつ市及び風間浦村
 五、縦覧の場所・時間 むつ市役所環境政策課
 風間浦村役場入口 来場者用上履き付近
 (土・日・祝日を除く開庁時)
 電子縦覧は次のウェブページにて実施
 します。
<https://www.eurus-energy.com/assessment/151673>

期間 二〇二六年一月二十三日（金）から
 三月十日（火）まで
 電子縦覧は次の図書の公開日または
 一年経過日のいずれか早い日まで閲覧
 可能。

六、意見書の提出
 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてお
 ります意見書箱にご投入くださるか、二〇二六年三月
 十日（火）までに左記の問い合わせ先へご郵送ください
 (当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時・時間
 二〇二六年二月二十一日(土) 十三時から十四時
 大畑公民館(青森県むつ市大畑町中島一〇八・五)
 二〇二六年二月二十一日(土) 十七時から十八時
 中央公民館研修室
 (青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目二八・五)
 八、問い合わせ先 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 国内電源開発企画部 環境アセスメント担当
 〒一〇〇〇〇〇四 東京都千代田区大手町一丁目五番一号
 大手町ファーストスクエアウエストタワー
 電話 〇三(五四〇四)五三三七
 ※報道機関の方:経営企画部広報グループ
 〇三(五四〇四)五三四〇
 (お問い合わせ時間:土・日、祝日を除く九時十五分から
 十二時、十三時から十七時三十分まで)

○関係自治体の広報誌によるお知らせ

・広報むつ vol.140 2026年2月号 12ページ

**(仮称)佐藤ヶ平風力発電事業
環境影響評価方法書縦覧**

大畑地区周辺で株式会社ユーラスエナジーホールディングス(本社：東京)が計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し説明会を行ないます。

▶いつ
 <縦覧・意見受付> 3/10(火)まで
 <説明会> 2/21(土) 13:00～14:00

▶どこで
 <縦覧・意見受付> 環境政策課
 <説明会> 大畑公民館集会室

問 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 環境アセスメント担当
 ☎ 03-5404-5337

・広報かざまうら No.600 令和8年2月号 5ページ

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 ～環境影響評価方法書の公開・住民意見募集～

株式会社ユーラスエナジーホールディングスがむつ市に計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し説明会を実施いたします。

■縦覧書類 (仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書
■対象事業実施区域の位置 青森県むつ市(大畑地区)

▼縦覧場所
 ・風間浦村役場入口カウンター来場者用下駄箱付近(下記のURLで電子縦覧も行います。)
 (<https://www.eurus-energy.com/assessment/151673>) QRコードはこちら ▶▶▶▶

■縦覧期間 2026年1月23日(金)～3月10日(火)
■意見書受付終了日 2026年3月10日(火)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の間合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

■縦覧・意見書受付時間 役場の開庁時
■住民説明会 2026年2月21日(土) 17:00～18:00
 中央公民館研修室(易国間字大川目28番地5)

問 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 大手町ファーストスクエア ウエストタワー
 ☎ 03-5404-5337 (国内電源開発企画部 環境アセスメント担当)

○インターネットによるお知らせ

・青森県のウェブサイト

青森県
新着情報

メニュー

現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 自然保護課 > (仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

関連分野：環境・エコ

更新日付：2026年2月2日 自然保護課

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業
事業者	株式会社ユールスエナジーホールディングス
事業の種類	風力発電所 (陸上) の設置
事業の規模	出力：60,200kW程度
対象事業実施区域	むつ市
関係地域	むつ市、風間浦村
配慮書	公告：令和7年3月28日 縦覧：令和7年3月28日～令和7年4月30日 (縦覧場所) むつ市役所環境政策課、風間浦村役場入口 (電子縦覧) 事業者のホームページはこちらです 審査会意見：令和7年5月28日 (内容ははこちらです) 知事意見：令和7年6月17日 (内容ははこちらです)
方法書	公告：令和8年1月23日 縦覧：令和8年1月23日～令和8年3月10日 (縦覧場所) むつ市役所環境政策課、風間浦村役場入口 (電子縦覧) 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催：令和8年2月21日 むつ市大畑公民館集会室、風間浦村中央公民館研修室
準備書	
評価書	
事後調査等報告書	

関連ページ

- [環境影響評価の案件一覧](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課
電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

お問い合わせ
このページを印刷する

・むつ市のウェブサイト

むつ市 MUTSU CITY

青
黒
白
文字サイズ
標準
大きく

言語を選択
市役所のご案内

くらし・手続き

事業者向け情報

観光・文化・スポーツ

市政情報

サイト内検索 🔍

現在の位置：ホーム > くらし・手続き > 環境・衛生 > 生活環境 > 風力発電事業に係る縦覧について

風力発電事業に係る縦覧について

「(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

大畑地区において株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧いたします。

縦覧書類

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書

対象事業実施区域

青森県むつ市大畑地区

関係都道府県および関係市町村

青森県、むつ市

縦覧場所

- むつ市環境政策課
- 電子縦覧 (下記リンク)

<https://www.eurus-energy.com/assessment/151673>

縦覧期間

令和8年1月23日 (金) から令和8年3月10日 (火) まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時)

意見書の受付

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名およびご意見 (日本語) をご記入のうえ、令和8年3月10日 (火) までに縦覧場所に設置の意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)

説明会

令和8年2月21日 (土) 13時から14時まで
むつ市大畑公民館集会室 (むつ市大畑町中島108-5)

問い合わせ先


株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒100-0004
東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア ウェストタワー
環境アセスメント担当 青木
TEL:070-1053-0266

くらし・手続き

- ▶ 戸籍・住民登録・証明
- ▶ 市民相談
- ▶ 税金
- ▶ マイナンバー・マイナンバーカード
- ▶ 消費生活センター
- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民年金
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 医療
- ▶ 健康
- ▶ 福祉
- ▶ 戦没者援護
- ▶ 生活保護
- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 福祉バス
- ▶ 妊娠・出産
- ▶ 子育て
- ▶ 学校教育
- ▶ 教育委員会
- ▶ 青少年
- ▶ サテライトキャンパス
- ▶ 公共交通
- ▶ 環境・衛生
- ▶ 都市計画・公園・住宅・道路・国土調査
- ▶ 上下水道
- ▶ スマートシティ

13

・風間浦村のウェブサイト



[Foreign Language](#)

村民の皆様へ
風間浦村の紹介
観光・物産
行政の情報

「(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

お知らせ

TOP / 「(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

「(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

風間浦村において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し説明会を実施いたします。

- 縦覧書類
(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書
- 対象事業実施区域の位置
青森県むつ市(大畑地区)
- 縦覧場所
風間浦村役場入口カウンター 来場者用下駄箱付近
下記の URL で電子縦覧も行います。
(<https://www.eurus-energy.com/assessment/151673>)
- 縦覧期間
2026年1月23日(金)～3月10日(火)
- 意見書受付終了日
2026年3月10日(火)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の間合せ先へご連絡ください(当日消印有効)。

- 縦覧・意見書受付時間
役場の開庁時
- 住民説明会
2026年2月21日(土) 17:00～18:00
中央公民館研修室(風間浦村大字易国間字大川目 28番地 5)

<お問い合わせ先>
株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア ウェストタワー
電話 03(5404)5337 (国内電源開発企画部 環境アセスメント担当)

・事業者のウェブサイト(1/2)

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表、縦覧について

2026年1月23日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、2026年1月23日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、青森県知事及びむつ市長、風間浦村長に送付しました。

方法書及び要約書を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

一 計画概要

対象事業の名称	(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大84,000kW (定格出力最大6,000kWの風力発電機を最大14基設置)
対象事業実施区域	青森県むつ市及び風間浦村

一 縦覧について

縦覧の場所	むつ市役所環境政策課 風間浦村役場入口カウンター 来場者用下駄箱付近
縦覧期間	2026年1月23日(金)から3月10日(火)まで 電子縦覧は次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。
縦覧時間	土、日、祝日を除く開庁・開館時
電子縦覧	当ページにて電子縦覧を実施します。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/151673)

一 意見書の提出について

提出方法	方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください。
意見書受付期間	2026年1月23日(金)から3月10日(火)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書 ご意見記入用紙

・事業者のウェブサイト(2/2)

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業 環境影響評価方法書 ご意見記入用紙

 [277 KB]

— 住民説明会の開催について

2026年2月21日（土）13:00～14:00
むつ市大畑公民館集会所（むつ市大畑町中島108-5）

2026年2月21日（土）17:00～18:00
中央公民館研修室（風間浦村大字易国間字大川目28番地5）

— お問い合わせ先

住所 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
ウエストタワー

担当 国内電源開発企画部 環境アセスメント担当

電話番号 03-5404-5337
(報道機関の方：経営企画部広報グループ 03-5404-5340)

お問い合わせ 土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30
時間

— 方法書

[方法書の縦覧はこちら](#)



— 方法書及び要約書について

方法書及び要約書は、次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書の著作権は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに帰属します。著作権者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図（タイル）を複製したものです。

